

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（既に確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引等）</p> <p>第十三条 法第四条第三項に規定する顧客等との取引に準ずるものとして政令で定める取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。</p> <p>一 当該特定事業者（法第二条第二項第一号から第三十七号まで及び第三十九号に掲げる特定事業者に限る。以下この号において同じ。）が他の特定事業者に委託して行う第七条第一項第一号又は第三号に定める取引であつて、当該他の特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認（当該他の特定事業者が当該取引時確認について法第六条の規定による確認記録（同条第一項に規定する確認記録をいう。次号において同じ。）の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている顧客等との間で行うもの</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（既に確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引等）</p> <p>第十三条 法第四条第三項に規定する顧客等との取引に準ずるものとして政令で定める取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。</p> <p>一 当該特定事業者が他の特定事業者に委託して行う第七条第一項第一号に定める取引であつて、当該他の特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認（当該他の特定事業者が当該取引時確認について法第六条の規定による確認記録（同条第一項に規定する確認記録をいう。次号において同じ。）の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている顧客等との間で行うもの</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>